

平成26年1月17日

保護者各位

智辯学園和歌山高等学校 校長 藤田清司
智辯学園和歌山中学校 校長 鳥居裕史

学校保健安全法施行規則の一部改正の省令の施行に伴う対応について（連絡）

厳寒の候、皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成24年4月1日付けで、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成24年文部科学省令第11号）」が施行されました。

それに伴い、(1)結核の有無の検査方法の技術的基準について、(2)感染症の予防方法について、(3)その他について、ということで3点の改正点が示されました。

そのうち、(2)の感染症の予防方法についての項目の中で、インフルエンザ等の出停期間の基準が下記のように改められました。今後、この基準に沿って本校でも出停期間を実施いたしますので、事情ご賢察の上、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

記

学校保健安全法規則の一部を改正する省令の概要（感染症の予防方法について）

インフルエンザ：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）
を経過するまで

百日咳：特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了する
まで

流行性耳下腺炎：耳下腺・頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身
状態が良好になるまで

インフルエンザの場合、具体的に、出停期間は次のようになります。

例1：発症確認後、経過を要する5日間に解熱し、後2日経過した場合

日数	1	1	2	3	4	5
発症日		解熱				

（合計6日間の出停）

※解熱日が早くても、この6日間を出停期間としなければなりません。

例2：発症確認後、経過を要する5日間に解熱し、後2日経過した場合

日数	1	1	2	3	4	5
発症日			解熱			

（合計6日間の出停）

※この6日間を出停期間としなければなりません。

例3：発症確認後、経過を要する5日間に解熱し、後2日経過した場合

日数	1	1	2	3	4	5	1
発症日				解熱			

（合計7日間の出停）

※この7日間を出停期間としなければなりません。

例4：発症確認後、経過を要する5日間に解熱し、後2日経過した場合

日数	1	1	2	3	4	5	1	2
発症日					解熱			

（合計8日間の出停）

※この8日間を出停期間としなければなりません。

例5：発症確認後、経過を要する5日間の後に解熱し、後2日経過した場合

日数	1	1	2	3	4	5	1	2	3
発症日						解熱			

（合計9日間の出停）

※この9日間を出停期間としなければなりません。

いずれも、上記の期間を経た後、受診して作成された治癒・出席停止の証明をご提出ください。

なお、インフルエンザの感染が疑われる中で医療機関を受診して、明確な発症が確認できない場合でも、出席を控えるようにという判断が出た場合にはそれに従ってください。出停として対応します。

また、治癒・出席停止の証明につきましては、本校で作成した様式がありますので、その用紙を担任から受け取り、後日担任にご提出ください。